最終更新日：2020年11月5日
株式会社ＫＨＣ
代表取締役社長 渡辺　喜夫
問合せ先：取締役経営企画部長 青木　渉
証券コード：1451
https://www.khc-ltd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「住生活産業として生み出した新たな価値により、地域や顧客に喜びや豊かさを供給する」という経営理念の実現のため、ステークホルダーへの社会的責任を果たし、継続的な企業価値向上を図ることは重要であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの確立は極めて重要な経営課題と位置づけ、企業価値の最大化と収益拡大に向けて、企業経営の透明性と健全性を確保した企業運営に努めております。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】
(1) 株主の権利・平等性の確保
当社グループは、株主の権利を尊重し、株主の権利の確保及び株主がその権利を適切に行使できるような環境の整備に努めてまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめ、全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、株主以外のステークホルダーとも適切な協働に努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保
当社グループは、法令に基づく開示以外の情報開示についても主体的に取り組んでまいります。

(4) 取締役会等の責務
当社の取締役会、監査役会並びに経営陣等は、自らの役割・責務を適切に果たすように努めてまいります。

(5) 株主との対話
当社グループは、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を通じて入手した株主の意見等を十分に検討し、当社グループの中長期的な価値向上に結び付けるように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則１－２④）議決権の電子行使のための環境整備
当社は、機関投資家や海外投資家の保有比率を踏まえて、議決権の電子行使環境や招集通知の英訳への対応を検討してまいります。

（補充原則３－１②）海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進
当社は、海外投資家の保有比率を踏まえて、英語での情報開示への対応を検討してまいります。

（原則４－10、補足原則４－10①）任意の仕組みの活用
当社は、取締役６名のうち２名（全取締役の３分の１）が、東京証券取引所の基準を満たす独立社外取締役となっており、取締役会において、指名・報酬などの特に重要な事項に関して検討する際には、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制が整っていると認識しております。
取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会など、任意の独立した諮問委員会を設置することにつきましては、今後、検討してまいります。

（補充原則４－11③）取締役会全体の実効性についての分析・評価
取締役会は、社内登用された取締役だけでなく、十分な知識・経験・能力を有した独立社外取締役も含めて構成され、期待される監督機能を果たす意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。今後、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することにつきまして、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－4）政策保有株式
当社グループは、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものを政策保有株式とみなし、保有しないことを原則としておりますが、取引関係の強化や同業他社の情報収集等、個別の取引状況に鑑み、新規取得及び保有する必要があると判断した場合においては、その政策株式を保有することによって得られるリターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性並びに将来の見通し・保有意義・保有方針等を総合的に勘案し、その保有の可否を判断してまいります。

（原則１－７）関連当事者間の取引
当社グループは、関連当事者間の取引を行う場合には、当該取引が当社グループや株主共同の利益を害することのないよう、公正かつ適正に行うものとし、法令及び社内の規則に基づき、取締役会の承認を得るものとしております。

（原則２－６）企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社グループは企業年金制度を有していないため、開示すべき項目はありません。

（原則３－１）情報開示の充実

（ｉ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念等や経営戦略、経営計画については、当社のホームページ等で開示してまいります。

（ii）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「Ⅰ－1．基本的な考え方」に記載しておりますが、ステークホルダーへの社会的責任を果たし、継続的な企業価値向上を図ることは重要であると考えるため、コーポレート・ガバナンスの確立を極めて重要な経営課題と位置づけ、企業価値の最大化と収益拡大に向けて、企業経営の透明性と健全性を確保した企業運営に努めていくこととしております。

（iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
各取締役の報酬額につきましては、代表取締役社長が取締役会から委任を受けて、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

（iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役及び監査役については、各事業分野や財務・経理・総務等の分野における専門能力や知見等を有する人材を選任しております。
社外取締役及び社外監査役については、様々な分野において豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会等における率直、活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補としております。
なお、取締役候補者の選任については、社外取締役も出席する取締役会で決定しております。

（ｖ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
個々の選解任については、株主総会招集通知に記載する方法により開示しております。

（補充原則４－１①）取締役会の経営陣に対する委任の範囲
当社グループは、取締役会で決定すべき事項と経営陣にその決定を委任する事項を「職務権限規程」に定めております。

（原則４－９）独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社の取締役会は、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質について、東京証券取引所が定める基準を満たすことに加え、様々な分野において豊富な経験と幅広い見識を備え、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した中立的な立場の社外取締役から独立社外取締役を選任しております。

（補充原則４－11①）取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方
当社の取締役会は、当社の業務に精通し深い知見を備えた実行力のある取締役と、客観的な視点に基づいて会社の方針や業務執行に意見を述べることが期待できる社外取締役により取締役会を構成しております。

（補充原則４－11②）役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

（補充原則４－11③）取締役会全体の実効性についての分析・評価
前記［コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由］に記載のとおりであります。

（補充原則４－14②）取締役・監査役のトレーニング
取締役及び監査役に対して、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供しております。

（原則５－１）株主との建設的な対話に関する方針
持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主を含む投資家と積極的な対話を行い、得られた情報を適切に経営に反映していくことが重要と認識しております。そのため経営企画部を窓口としたＩＲ体制を整備し、株主や投資家との対話に積極的に応じてまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本アジアグループ株式会社	2,142,550	54.36
吉田　知広	90,800	2.30
高橋　安彦	47,900	1.22
ＫＨＣ従業員持株会	46,900	1.19
楠木　久一	26,300	0.67
渡辺　喜夫	25,700	0.65
酒巻　英雄	25,300	0.64
長谷川　陽子	24,300	0.62
楠木　和子	23,600	0.60
株式会社ＳＢＩ証券	22,879	0.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	日本アジアグループ株式会社　（上場：東京）　（コード）　3751

補足説明 更新

※上記のほか、当社所有の自己株式4,027株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主(親会社)との取引等につきましては、他の取引相手と同様に、案件に対する原価、適正利益、市場動向等を勘案して決定することとし、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

(1)親会社について
当社の親会社は、日本アジアグループ株式会社(証券コード:3751)であり、当該親会社における当社の議決権保有比率は、54.40%となっております。

(2)親会社からの独立性確保に関する考え方について
当社グループは、親会社グループの事業における森林活性化事業に属しており、住宅事業を展開しておりますが、親会社グループとの間に競合関係は生じておらず、今後も競合等が想定される事象はないものと認識しております。また、少数株主保護の観点から、社外取締役2名及び社外監査役3名を独立役員に選任し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会におきましては、当社が独自に経営の意思決定を行っており、親会社からの独立性は確保されているものと判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川　行康	他の会社の出身者			△								
松田　佳紀	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

中川　行康	○	同氏は、当社の元親会社であった日本アジアランド株式会社（2015年10月清算）にシンガポールのデータセンター開発要員として入社し、取締役就任後も、一貫してデータセンター開発業務に携わっており、当該期間においては取締役として当社の管掌はしておりませんでした。当社株式が国際航業ホールディングス株式会社（現日本アジアグループ株式会社）に譲渡された後、当社の兄弟会社である国際ランド＆ディベロップメント株式会社（現 ＪＡＧ国際エナジー株式会社）では、業務執行に直接携わらないアドバイザー的な非常勤取締役として、一年間在任しておりました。その後の入社における在籍期間においても、業務執行に直接携わらない顧問として、アドバイザー的なポジションでありました。なお、いずれの在籍（在任）期間においても、親会社である日本アジアグループ株式会社の業務執行に直接携わることはなく特に関係を有しておりません。	同氏は大手ゼネコンの出身で、豊富な建築技術や不動産の知識と経営者としての幅広い見識を有しております。同氏の知見は他に代えがたく、当社取締役会の意思決定に際して適切な助言をいただけることから、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
松田　佳紀	○	―	同氏は小売業及び建設業の経営者を務めた経験等から、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、中立的･客観的な視点から、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、定期的に内部監査室から監査計画、内部監査の結果などについて報告を受けるとともに、必要に応じて情報･意見交換を行い、相互連携を図っております。さらに、監査役、内部監査室及び会計監査人は、「三様監査連絡会」を定期的に開催し、監査所見や関連情報について意見交換をしており、監査の効率化及び監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒田　靖文	他の会社の出身者													
白戸　健	他の会社の出身者													
畠山　和大	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田　靖文	○	―――	同氏は、金融機関の出身で、営業・財務の両分野にて幅広い経験を有しているため、社外監査役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
白戸　健	○	―――	同氏は、金融機関系のシンクタンク出身で、監査法人の顧問経験もあり財務・会計に関する豊富な知識を有しており、社外監査役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
畠山　和大	○	―――	同氏は、弁護士業務を通じて培われた豊富な経験及び法務の専門的な知識を有しているため、取締役の職務の執行の監査に十分な役割を果たすことが期待され、選任しております。また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

年度業績連動金銭報酬については、1年間の業績に応じて決定する方針としております。
また、その他のインセンティブ付与として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額につきましては、代表取締役社長が取締役会から委任を受けて、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制として、取締役会の資料を総務部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて、社外取締役に対しては管理担当取締役から、社外監査役に対しては常勤監査役から事前の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)
当社の取締役会は、取締役6名 (うち社外取締役2名) で構成され、毎月1回の定時開催及び必要に応じた臨時開催において、経営に関する重要事項等について審議・決定をしております。取締役会には監査役も出席しており、取締役の職務執行の監査とともに、必要に応じて意見陳述などを行っております。

(監査役会)
当社の監査役会は、監査役3名 (うち社外監査役3名) で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について協議・決定を行っております。また、監査役会での意見交換により、取締役の職務執行の監査を充実させ経営監視機能を高めるとともに、内部監査室及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、さらなる監査の実効性の確保に努めております。

(経営会議)
当社の取締役会の監督機能を補完するため、原則として週1回の経営会議を開催しております。
経営会議は、当社の取締役、各部長及び子会社の取締役、子会社の横断的な各部門統括責任者をもって構成され、当社及びその子会社の経営の基本的方針及び経営活動を強力に推進するとともに、重要事項を協議・決定すること目的としております。

(コンプライアンス・リスク管理委員会)
当社グループのコンプライアンスを推進する体制として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は原則毎月1回開催するほか、リスク及び重大なコンプライアンス違反発生時など、必要に応じて臨時開催しており、委員長である当社の代表取締役社長のほかグループ各社のコンプライアンス・リスク管理担当責任者を中心に構成されております。コンプライアンス実現のための諸施策の検討、不祥事や重大なトラブルに関する対応策等を審議し、コンプライアンスに関し、組織横断的な取組みを図っております。

(責任限定契約の内容の概要)
当社と取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) 及び監査役 (常勤監査役を除く) は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を2名、社外監査役を3名選任することで、外部の視点からの経営監督機能や監査機能が有効に機能しているものと判断しております。また、会社法上の機関の補完的機能として、経営会議を通じて経営課題の認識共有を行うとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、当社グループのコンプライアンスに関する課題を検討することで、当社グループのさらなるコーポレート・ガバナンスの強化に繋がるものと判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案について十分検討できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集中日を避けるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら、IR活動を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、「コンプライアンスマニュアル」に規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	兵庫県養父市は、「養父市市有林管理プロジェクト」として、間伐整備された森林の持つＣＯ２吸収量をクレジット化して、森林の持つ吸収機能と私たちの社会生活・活動でのＣＯ２排出の埋め合わせを、目に見える形で国内カーボン・オフセットの市場として流通できる、環境省が認証するＪ－ＶＥＲクレジットの販売を行っております。当社の連結子会社である株式会社勝美住宅は、この養父市のプロジェクトに賛同し契約を締結することにより、「ＣＯ２排出量ゼロ」のモデルハウスを運営し、地球温暖化や省エネ化など環境に配慮した企業活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、金融商品取引法の関係法令及び有価証券上場規程に定める適時開示の規定にしたがい、株主をはじめとしたステークホルダーへの説明や経営の健全性、透明性を高めることで企業価値の向上を目指し、公正かつ適時・適切に開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えており、内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。その概要は以下のとおりであり、当該基本方針に基づいた体制の整備及び運用を行っております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。
(b) コンプライアンスを推進する体制として、コンプライアンス･リスク管理委員会を設置する。
(c) 内部通報規程に基づき、社員等からの通報等を受け付ける窓口を当社グループ内部及び契約する外部機関に設置し、コンプライアンス体制の強化･充実を図る。
(d) 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。
(e) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(a) 文書等の保存、管理等に関する基本的事項を文書保存管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。
(b) 株主総会議事録、取締役会議事録は適時適正に作成するとともに保管場所を定め取締役の職務の執行の証跡とする。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) リスクの範囲を明確にし、リスク管理を徹底するため、リスク管理規程を制定する。
(b) リスク管理を推進する体制として、コンプライアンス･リスク管理委員会を設置する。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程に基づきその責任者及び権限等を定め、効率的かつ円滑な職務の執行が行われる体制を構築する。
(b) 適切かつ迅速な意思決定を可能にするために情報システムを整備する。
(c) グループ全体及び各執行部門の経営活動を推進する上での重要事項を協議決定するために、経営会議を設置し、定期的に開催する。
(d) 原則として1か月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に係る意思決定を適時かつ適切に行う。これにより、その担当職務の効率化を図る。

e．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(a) 当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、子会社管理規程を制定し、相互の利益と事業発展を図る。
(b) 当社の代表取締役社長及び各部の部長、子会社の取締役、子会社の横断的な各部門統括責任者で構成される経営会議での協議により、当社グループにおける業務の適正を確保する。
(c) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき監査対象には子会社を含む。

f．監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
(a) 監査役の求めがある場合、代表取締役社長は監査役の職務を補助する使用人を選任する。
(b) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命･異動･評価等については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

g．当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
(a) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令･定款違反、その他取締役が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに監査役に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(b) 監査役に報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない。

h．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役が調査を必要とする場合には、内部監査室等に協力･補助を要請して、監査が効率的に行われる体制を構築する。
(b) 監査役と代表取締役社長は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施する。
(c) 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて公認会計士及び弁護士等の社外専門家を活用することができる。
(d) 監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要でない場合を除き、速やかにその費用を支払う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループでは、「反社会的勢力対応規則」を定め、反社会的勢力等との関係を一切遮断することといたしております。
当社グループにおける反社会的勢力等への対応に関する基本方針の主な内容は次のとおりとなります。
(a) 反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。
(b) 反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。
(c) 反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
(d) 反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行う。
(e) いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社グループでは、反社会的勢力による被害を防止することにより、健全な経営を阻害する要因を排除すること、並びに反社会的勢力への資金提供を防止することにより社会的責任を果たすことを目的に、「反社会的勢力対応規則」を整備し、対応部門、関係の遮断等について定めております。
反社会的勢力の排除に関する最高責任者を当社の代表取締役社長とし、実際の業務における責任者を「リスク管理規程」に基づくリスク管理担当責任者としております。反社会的勢力排除体制として、総務部は反社会的勢力の排除に関する業務の対応を行うほか、反社会的勢力との関係

を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。また、取引先等との暴排条項の締結、不当要求防止責任者の選任並びに不当要求への対応を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」、取引先等が反社会的勢力でないことを確認する方法を定めた「反社会的勢力チェックマニュアル」、及び役職員に不当要求があった際の対応方法を定めた「反社会的勢力対応ハンドブック」を制定しております。
また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、関係部署の社員を中心に積極的に参加し、意識の徹底とともに情報収集にも努めることに加え、総務部は役職員に対し研修を実施しております。
反社会的勢力による不当な要求がなされた場合、積極的に外部専門機関に相談するとともに、その対応に当たっては、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等にしたがって対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

模式図（参考資料）

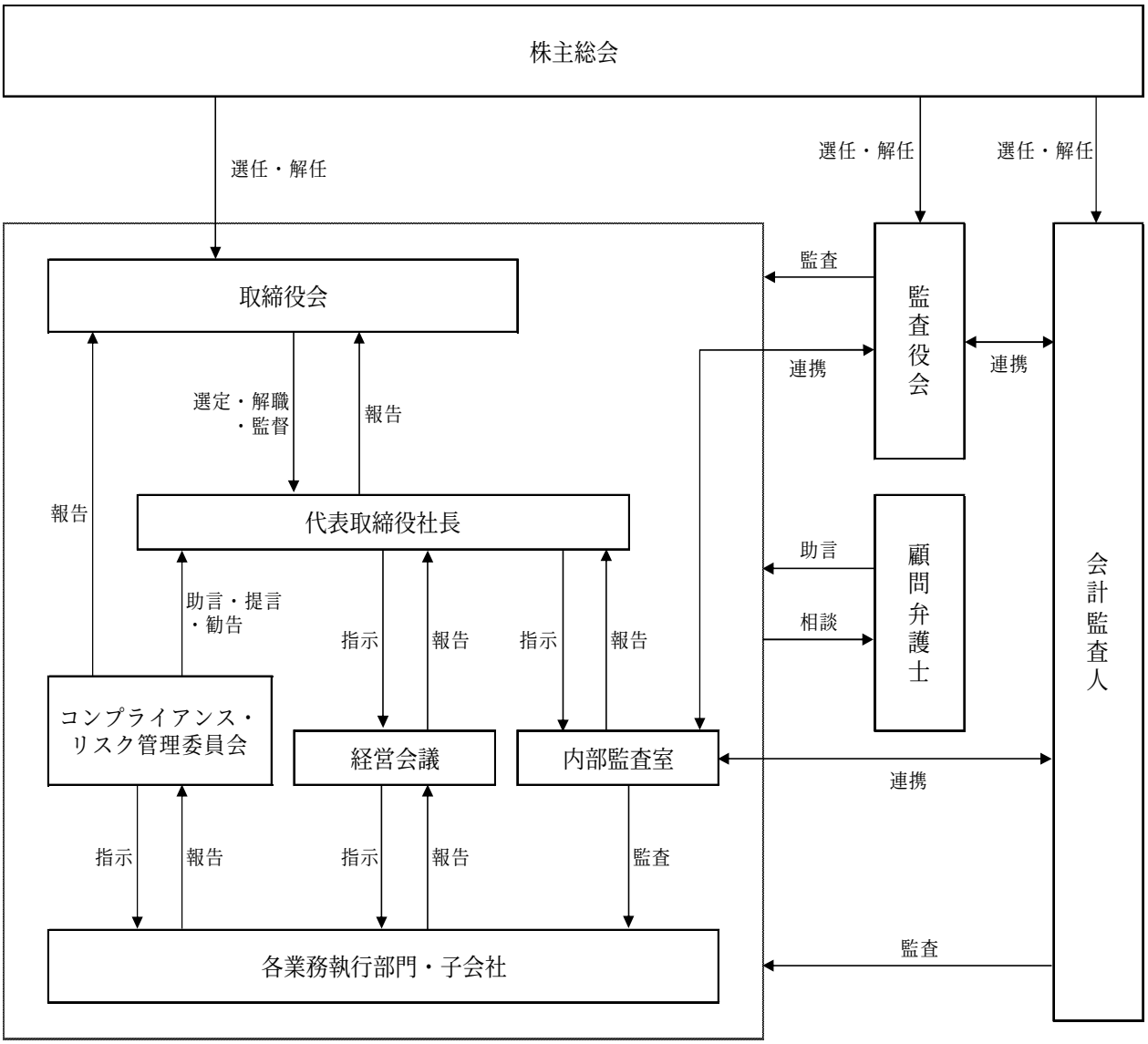
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
連携
連携
選定・解職
・監督
報告
報告
代表取締役社長
助言
顧問弁護士
相談
助言・提言
・勧告
指示
報告
指示
報告
会計監査人
コンプライアンス・
リスク管理委員会
経営会議
内部監査室
連携
指示
報告
指示
報告
監査
監査
各業務執行部門・子会社

適時開示体制の概要（摸式図）

（決算情報）

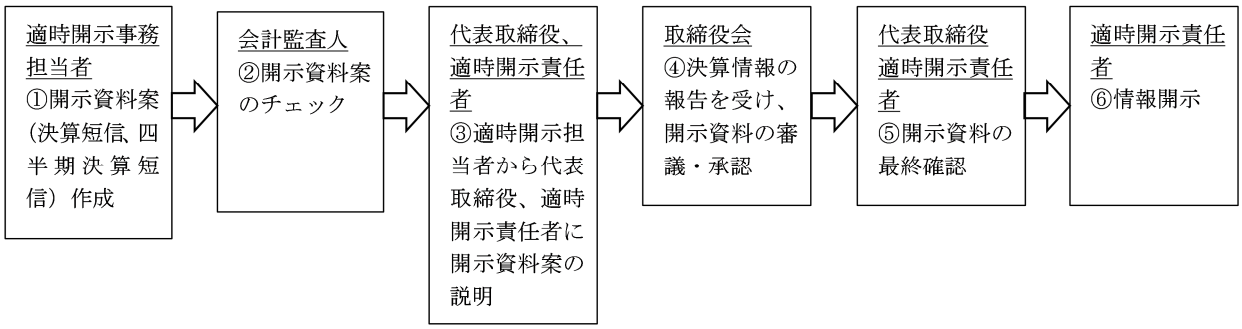

（決定事実）

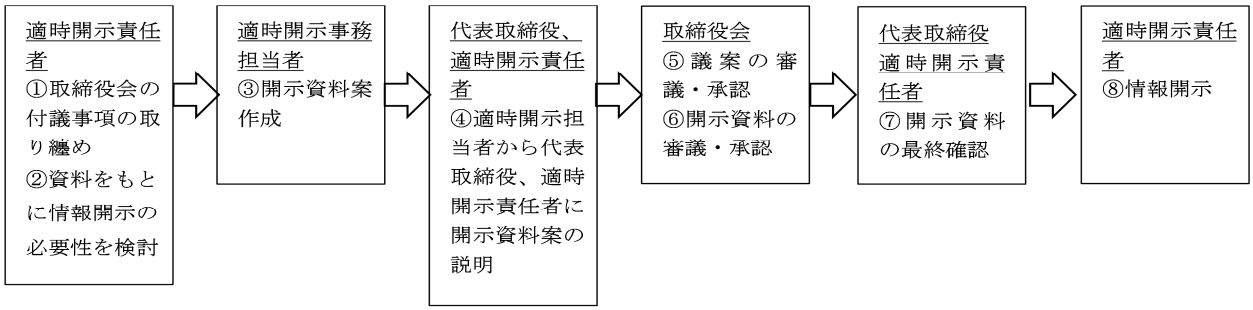

（発生事実）

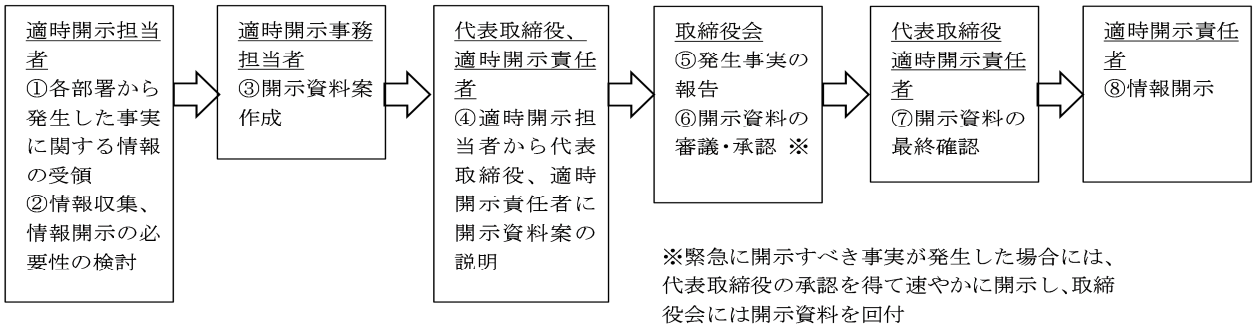

※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付